（９）社会的養護自立支援の推進に向けた取組

参考１：策定要領の記載（抜粋）

○　平成28年改正児童福祉法により自立のための支援が必要に応じて継続されるための仕組みが整備されたこと等を踏まえて、社会的養護自立支援事業及び就学者自立生活援助事業を実施していない都道府県において、事業の実施に向けた計画（実施予定時期、実施メニュー）を策定すること。

○　また、自立援助ホームの実施など、社会的養護の子どもの自立支援策の強化のための取組についても、実施に向けた計画を策定すること。

（計画策定に当たっての留意点）

・ 代替養育や在宅指導などを経験した子どもの自立支援については、行政としての責務である。そうしたことも踏まえて早期の実施に努めること。

（評価のための指標例）

・ 社会的養護自立支援事業の実施率

・ 代替養育経験者等のフォローアップの状況

・ 自立援助ホームの実施か所数、入居者数